

平成31年度税制改正主要事項

1. 新規・拡充事項

- (1) 農業経営基盤強化促進法の改正を前提に、一定の事項が定められた農用地利用規程に基づき行われる農用地利用改善事業の実施区域内にある農用地が、当該農用地の所有者の申出に基づき農地中間管理機構に買い取られる場合を2千万円特別控除の適用対象に追加（所得税・法人税）
- (2) 特定農産加工業経営改善臨時措置法等の改正を前提に、同法に規定する承認計画に係る施設に対する事業所税の課税標準の特例措置について、菓子製造業、パスタ製造業及び砂糖製造業を適用対象に加えた上、適用期限を延長（事業所税）

2. 延長事項

- (1) 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却等の2年延長（所得税・法人税、登録免許税）
- (2) 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置等の2年延長（登録免許税・不動産取得税）

平成 3 1 年 度
税 制 改 正 事 項

平成 3 0 年 1 2 月
農 林 水 産 省

第 1 農業経営の安定化・農業の構造改革の推進

- 1 農地中間管理機構法の施行後 5 年後見直し等に伴い、以下の措置を講ずる。
 - ① 農業経営基盤強化促進法の改正を前提に、特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の 2 千万円特別控除の適用対象に、農用地利用規程の特例に係る事項が定められた農用地利用規程に基づいて行われる農用地利用改善事業の実施区域内にある農用地が、当該農用地の所有者の申出に基づき農地中間管理機構（一定のものに限る。）に買い取られる場合を加える。（所得税・法人税）
 - ② 農地中間管理機構法等の改正を前提に、農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合すること等に伴う所要の措置。（所得税・法人税、相続税・贈与税、不動産取得税、固定資産税）
- 2 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却（機械・装置 40%、建物等 45%）の適用期限を 2 年延長する。（所得税・法人税）
- 3 農業競争力強化支援法に規定する認定事業再編計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（会社の設立・資本金の増加 0.7%→0.35%等）の適用期限を 2 年延長する。（登録免許税）
- 4 利用権設定等促進事業により農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（2%→1%）の適用期限を 2 年延長する。（登録免許税）
- 5 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（取得価格の 1/3 控除）の適用期限を 2 年延長する。（不動産取得税）
- 6 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限 1/2）の適用期限を 2 年延長する。（不動産取得税）
- 7 農業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の適用期限を 2 年延長する。（登録免許税）

【経産省等 2 省庁共管】

第2 農林水産関連産業の振興等

- 1 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置（1/4控除）について、次の措置を講ずる。（事業所税）
 - ① 特定農産加工業経営改善臨時措置法施行規則の改正を前提に、適用対象に菓子製造業、パスタ製造業及び砂糖製造業を加える。
 - ② 特定農産加工業経営改善臨時措置法の改正を前提に、適用期限を1年9月（個人の事業については2年）延長する。
- 2 農業協同組合法の改正により農業協同組合中央会から組織変更した農業協同組合連合会のうち、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則の規定により、その名称中に、引き続き農業協同組合中央会という文字を用いることができるものについては、法人税について引き続き公益法人等とする等の措置を講ずる。（所得税、法人税、消費税、印紙税、住民税、事業税、事業所税、地方消費税）
- 3 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）について、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会との合併を対象から除外した上、適用期限を3年延長する。（法人税）
- 4 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（研究開発税制）について、次の措置等を講じる。（所得税・法人税、法人住民税）
 - ① 試験研究費の総額に係る税額控除制度（総額型）について、税額控除率を見直した上、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限を当期の法人税額の40%（現行25%）に引き上げる。
 - ② 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における試験研究費の総額に係る税額控除制度の控除税額の上限の上乗せ特例について、税額控除率についても割増措置を講じた上で、その適用期限を2年延長する。なお、平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度（高水準型）については、廃止する。
 - ③ 試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除率の上限を14%（原則：10%）とする特例の適用期限を2年延長する。
 - ④ 中小企業技術基盤強化税制における増減試験研究費割合が5%を超える場合の特例について、増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例に見直した上、その適用期限を2年延長する。なお、試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、税額控除率を割増することができる。
 - ⑤ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度（オープンイノベーション型）について、次の見直し等を行う。
 - ア 対象となる特別試験研究費の額に、委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するものであること等の要件を満たす企業間の委託研究に要する費用の額を追加し、その

税額控除率を下記イを除き20%とする。

イ 研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への上記アの委託研究に係る税額控除率を25%とする。

ウ 控除税額の上限を当期の法人税額の10%（現行：5%）に引き上げる。

【経産省等7省共管】

- 5 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）[中小企業投資促進税制]の適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）

【経産省等4省共管】

- 6 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）[商業・サービス業・農林水産業活性化税制]について、経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等が確認することを適用要件に加えた上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）

【経産省等3省共管】

- 7 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の即時償却又は税額控除（10%、資本金3千万円超の法人は7%）[中小企業経営強化税制]について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）

【経産省等4省共管】

- 8 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。（法人税）

【経産省共管】

第3 農山漁村の活性化

- 1 振興山村において農林水産物加工施設等を取得した場合の割増償却（機械・装置24%、建物等36%）の適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）

【国交省共管】

- 2 過疎地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却（機械・装置10%、建物等6%）の適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）

【総務省等2省共管】

- 3 次の特定地域における工業用機械等を取得した場合の割増償却（機械・装置32%、建物等48%）について、その適用期限を2年延長する。ただし、次の(3)の措置は、奄美群島振興開発特別措置法の期限の延長を前提とする。（所得税・法人税）
- (1) 半島振興対策実施地域 【国交省共管】
- (2) 離島振興対策実施地域 【国交省共管】
- (3) 奄美群島 【国交省共管】
- 4 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の特例適用農地等の買換え特例について、福島復興再生特別措置法に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業、東日本大震災復興特別区域法に規定する復興整備計画に記載された事業その他東日本大震災からの復興のための一定の事業の用に供するために譲渡した一定の避難指示区域等内に所在する特例適用農地等に係る代替農地等（一定の避難指示区域等内に所在するものに限る。）の取得期限は、当該特例適用農地等の所在する市町村内の避難指示区域に係る避難指示の全てが解除された日から5年（現行：譲渡があった日から1年）を経過する日とする。（贈与税・相続税、不動産取得税）
- 5 東日本大震災の津波被災区域を含む地域における土地改良法の規定による換地計画に基づき、事業実施地区外の農業者が取得する創設農用地換地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（取得価格の1/3控除）の適用期限を2年延長する。（不動産取得税）

第4 森林・林業施策の推進

- 1 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）の適用期限を3年延長する。（法人税）（再掲）
- 2 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）[中小企業投資促進税制]の適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）（再掲）
- 【経産省等4省共管】
- 3 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）[商業・サービス業・農林水産業活性化税制]について、経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等が確認することを適用要件に加えた上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）（再掲）
- 【経産省等3省共管】
- 4 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の即時償却

又は税額控除（10%、資本金3千万円超の法人は7%）[中小企業経営強化税制]について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等4省共管】

- 5 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。（法人税）（再掲）

【経産省共管】

- 6 農業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）（再掲）

【経産省等2省庁共管】

第5 水産施策の推進

- 1 漁業法等の一部を改正する等の法律に関し、改正後の水産業協同組合法に規定する漁業協同組合等について引き続き協同組合等（法人税法別表第三）とする等の措置を講ずる。（所得税・法人税、印紙税、事業所税、不動産取得税、固定資産税）

- 2 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（適格合併の要件緩和）の適用期限を3年延長する。（法人税）（再掲）

- 3 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）[中小企業投資促進税制]の適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等4省共管】

- 4 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）[商業・サービス業・農林水産業活性化税制]について、経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等が確認することを適用要件に加えた上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等3省共管】

- 5 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の即時償却又は税額控除（10%、資本金3千万円超の法人は7%）[中小企業経営強化税制]について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上、その適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）（再掲）

【経産省等4省共管】

- 6 東日本大震災の被災代替資産等（漁船）に係る特別償却（船舶24%）の適用期限を2年延長する。（所得税・法人税）
【復興庁等2省庁共管】
- 7 中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。（法人税）（再掲）
【経産省共管】
- 8 農業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金及び漁業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（0.4%→0.15%）の適用期限を2年延長する。（登録免許税）（再掲）
【経産省等2省庁共管】
- 9 東日本大震災の被災代替償却資産（漁船）に係る固定資産税の特例措置（4年間、課税標準の1/2控除）（固定資産税）の適用期限を2年延長する。
【復興庁等2省庁共管】

[税制改正見直し事項（廃止）]

公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例（繰入限度額を10%増し）は、適用期限の到来をもって廃止する。なお、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する各事業年度における貸倒引当金の繰入限度額の計算については、現行法による割増率（10%）に対して1年ごとに5分の1ずつ減少した率による割増しを認める経過措置を講ずる。（法人税）

【経産省等4省庁共管】